

陸奥宗光と元老院

上野 隆生*

Mutsu Munemitsu and the Genroin

Takao UENO

Mutsu Munemitsu (1844–97) is famous as the foreign minister who succeeded both in revising the unequal treaty between Britain and Japan and in managing Japanese foreign policy during the critical stage of the Sino-Japanese War. In terms of his personal history, some phase has not been investigated so much compared with his later career. Mutsu assumed the position of elder statesman (Genroin-Gikan) at the age of 31 in April 1875. From November 1875 to June 1878 he served as senior councillor of the Genroin (Council of Elders). Few scholars have conducted research about Mutsu at this stage.

Given the nebulous political situation during 1875, the chances were that Mutsu might achieve stronger political power through extending the jurisdiction of the Genroin. Meanwhile, the struggle among the great figures of the estab-

* うえの・たかお：敬愛大学国際学部助教授 近代日本外交思想史

Associate Professor of Modern Japanese History, Faculty of International Studies,
Keiai University; history of ideas in Japanese diplomacy.

lishment reached its apex in the latter half of September. When it turned out to be hopeless for him to pursue his aim of assuming a higher position and improving the status of the Genroin, Mutsu left Tokyo, the central arena of political struggle.

Thanks to his detachment at the climax of that struggle, Mutsu was able to keep his career in the Genroin. More than that, after the system of the Genroin changed, he served as senior councillor. Facing Okubo Toshimichi's vigorous political leadership, there existed little or no alternative but to remain senior councillor. As a senior councillor, Mutsu diligently attended the assembly of the Genroin. It should be noted that he successfully proposed to cease the torturous way of investigating a suspect, which was taken for granted in those days. Besides this, Mutsu contributed to a meeting to study about the political system in France through the French advisor Gustave Emile Boissonade. From the autumn of 1876 peasants and warriors protested against the government here and there, appealing for a lowering of the land tax. In February 1877 a rebellion headed by Saigo Takamori took place, which seemed to increase the political maneuverability of Mutsu. But after his commitment to the unsuccessful plot of the Tosa faction became evident, he was arrested and forced to resign from the post of senior councillor.

はじめに

1874（明治7）年1月に大蔵省を辞職した陸奥宗光は、翌1875（明治8）年4月25日元老院議官に就任、再び官職に就いた。だが、その3年後には西南戦争に際し土佐派の政府転覆計画に加担した罪で拘引され、除族の上5年間の禁獄という判決を受けることになる。1868（明治1）年に外国事務御用掛になって以来、政府に出入りを繰り返していた陸奥の履歴はこの入獄を以て、その前半生と後半生とを画することになる⁽¹⁾。

その前半生の最後に相当するのが陸奥の元老院時代である。元老院が設置された1875（明治8）年は、島津久光らの封建勢力から板垣退助らの急

進勢力に至るまで、非常に広汎な政治勢力が広く存在するとともに、そのいずれにも政権獲得の可能性が閉ざされてはいなかった時期であった⁽²⁾。ところがこの年のうちに島津・板垣両者が政府を辞し、以後大久保利通の独裁体制へと移行していくのである。そして、1877（明治10）年の西南戦争直前の状況は、そのような大久保独裁体制が再び流動的になったように見えた時期であった。この間の約2年間に及ぶ元老院における陸奥の行動については、従来それほど注目されることはなかった⁽³⁾。その理由は、陸奥自身が元老院幹事就任について「別に語るべき事無し」⁽⁴⁾と述べていることにあるだろう。元老院をめぐる政治情勢も設立当初は激しく動いたものの、ほぼ半年後の1875（明治8）年秋には終息し、以後は「此年を出ずして、亦た一箇の養老院たる觀を呈するに了り」⁽⁵⁾という状態になってしまったためであると思われる。

このように、いわば谷間に置かれた陸奥の元老院時代を、元老院の制度・組織とその審議状況の一端を見ながら素描してみようというのが本稿の目的である。

1. 元老院の成立と陸奥

1875（明治8）年2月、大阪会議によって、木戸・板垣・大久保の間に妥協が成立し、元老院・大審院の設置、地方官会議の開催、内閣（省卿）分離の4項目が了解され⁽⁶⁾、4月14日の漸次立憲政体の詔によって、元老院・大審院の設置、左右両院の廃止が明らかにされた。だが、板垣は「英之政体」をしきりに主張する一方⁽⁷⁾、大久保は台湾出兵の処置と勧業寮の充実とに没頭して元老院にはほとんど無関心の体であった⁽⁸⁾。大阪会議で三権分立に近い政体構想を示した木戸はこのような両者の態度にいら立ちを隠せず⁽⁹⁾、元老院をめぐる政治情勢はその初発の段階からきしみを生じていたのである。

元老院の議官任命は板垣の希望で⁽¹⁰⁾2回に分けて行うこととなり、まず4月25日に12名の議官が任命された（表1参照）⁽¹¹⁾。このうち、その任命

表1 議官一覧表（1875年－1878年6月まで）

議官名	任命－辞任	出自	生年	前歴など
後藤象二郎	4/25/75-3/28/76	土佐	1838	左院議長・参議
陸奥宗光	" -6/10/78	紀州	1844	大蔵省3等出仕
河野敏鎌	"	土佐	1844	権大判事
勝 安芳	" -11/28/75	幕臣	1823	参議兼海軍卿
津田 出	"	紀州	1832	陸軍少将
鳥尾小彌太	"	萩	1847	陸軍少将兼陸軍少輔
松岡時敏	"	土佐（藩儒）	1814	左院2等議官
三浦梧楼	" -6/7/76	萩	1846	陸軍少将
加藤弘之	" -11/28/75	出石	1836	3等侍講
福岡孝弟	" -5/19/75	土佐	1835	司法大輔
由利公正	" -12/18/76	福井	1829	京都府知事
山口尚芳	"	佐賀	1842	外務少輔
吉井友実	4/29/75-8/29/77 5/8/78-（再任）	薩摩	1828	司法・民部兼大蔵大輔 1等侍講
有栖川熾仁	7/2/75	皇族	1835	福岡藩知事
柳原前光	"	堂上公家	1850	特命全権公使
黒田清綱	"	薩摩	1830	教部少輔
佐々木高行	"	土佐	1830	司法大輔・大判官
斎藤利行	"	土佐	1822	刑部大輔・参議
佐野常民	"	佐賀	1822	弁理公使
壬生基修	" -1/15/77	堂上公家	1835	山形県権令
秋月種樹	"	高鍋藩世子（若年寄）	1833	左院少議官
大給 恒	"	奥殿藩世子（老中格）	1839	左院少議官
長谷信篤	" -1/15/77	堂上公家	1818	京都府知事
福羽美静	7/22/75-8/29/77	津和野	1831	2等侍講
中島信行	3/28/76	土佐	1846	神奈川県令
水本成美	4/8/76	薩摩	1831	4等判事
津田真道	"	津山	1829	陸軍省4等出仕
細川潤次郎	"	土佐	1834	1等法制官
楠田英世	"	佐賀	1830	3等判事
神田孝平	9/3/76-2/6/77	幕臣	1830	兵庫県令
宍戸 磬	1/16/77	萩	1829	教部大輔兼文部大輔
大久保一翁	"	幕臣	1817	東京府知事
東久世通禕	8/29/77	堂上公家	1833	侍従長
田中不二麿	3/5/78	尾張	1845	文部大輔
山尾庸三	"	萩	1837	工部大輔
山田顕義	"	萩	1844	陸軍少将・司法大輔
前島 密	"	幕臣	1835	内務大輔
岩下方平	5/8/78	薩摩	1827	大阪府大參事
伊集院兼寛	6/3/78	薩摩	1838	海軍少輔

(注) 『元老院日誌』より作成。一部を『太政官日誌』により補った。なお、「任命－辞任」の項は、月／日／年の順で表記し、辞任の日時が空欄の場合は、1878年6月の時点で議官にとどまっていることを示す。

が最も問題となったのは井上と陸奥であった。左大臣島津久光・右大臣岩倉具視はともに井上・陸奥を忌避し⁽¹²⁾、大阪会議への不満もあって、「検印」を拒否した⁽¹³⁾。また佐々木高行らの旧左院グループも陸奥を「異端説」であるとしてその議官就任に不満を示している⁽¹⁴⁾。大阪会議において木戸と板垣の間を周旋したのは井上馨であったが、板垣・井上間の「申合草案」作成には陸奥も参画していた。この「申合草案」では、「立君定律の政体」を以て「定説」とすること、常に一団となって行動し、全力を傾注して目的の達成に努力すべきことをうたっているが⁽¹⁵⁾、その「追加」では

我輩ハ常々日本人ノ三字ヲ把テ我輩ノ眼中ニ着ケ一県一州ノ特例及ヒ其ノ私便或ハ情実ナトニ牽レテ我輩意見議論平ヲ失フコト莫キヲ勉ム可シ⁽¹⁶⁾

と述べ、1年余り前に書かれた陸奥の「日本人」⁽¹⁷⁾を想起させる件がある。井上は尾去沢銅山に関する裁判の渦中だった⁽¹⁸⁾こともあって結局議官にはならなかったが、井上にも増して反対の強かった陸奥は木戸・板垣の主張で議官に就任した⁽¹⁹⁾。木戸は井上の裁判問題で板垣を通して河野敏鎌に働きかけをしており⁽²⁰⁾、その過程で「渋沢・陸奥兩人之内よりフライベートにして河野ヘ面会を申入」⁽²¹⁾、当時の情況を河野に説けば井上の裁判が有利になるのではないかと一時は考えていた。このように、木戸は子飼いの井上を弁護するためにも、陸奥に1つの借りができていたと言えよう。なお表1に見る通り、藩閥外という点でも、またその年齢の点から言っても陸奥の議官就任は一際目を引くものがある。

4月25日に下付された職制章程で「議長ハ特選トシ副議長一員議院中ニ於テ公選スヘシ」(第2条)と規定されたのを受け、互選により後藤象二郎が副議長となった。全12条から成る章程は、第1条で「元老院ハ議法官ニシテ新法ノ設立旧法ノ改正ヲ議定シ及ヒ諸建白ヲ受納スル所ナリ」と規定しているほか、推問権(第8条)を認めているが、早くも29日には「内議事ヲ起シ章程ヲ増改スルノ伺」が出されている。最大の問題点は元老院の権限についてで、立法権を認めるか否かについて、この時点ですでに板

垣と木戸との間に疎隔を生じている。5月2日に伊藤・板垣両参議が出席して職制章程についての質疑応答がなされたものの、議官・参議双方ともに「立法官」及び「議法官」についての明確な概念を有していないことを露呈し、結局、元老院の権限について確定するには至らないまま終わっている⁽²²⁾。

元老院は5月15日、陸奥・津田・加藤の3名を職制章程増補更正委員に選出した。職制章程の改正案は25日に会議に付され、29日議決、31日に上奏された。職制については、当初下付されたものでは議官の定員は特に定めがなく、書記官4区分、書記生6区分となっていたのを議長・副議長各1、議官20とし、書記官5区分・書記生8区分（いずれも定員についての規定はない）と改めた。この改正案の主眼は議官の定員増加にあり、同じく31日に他国の例も引きつつ定員増加の上奏がなされている。一方章程は、当初の12条が25条と倍以上に増えている。その中で、まず注目を引くのは、元老院の許可を得ないものは「法章」となすを得ずとして議定権を明確に打ち出している点である（第11条）。さらに元老院は天皇が「直管」すると規定（第1条）、推問権も「常ニ行政司法ノ動靜及ヒ其長官ノ責任ヲ視察シ若シ法律規則ニ違ヒ或ハ限外ノ権力ヲ使ヒ其他公事ニ就テ犯戾スル者アルトキハ之ヲ推問シテ其事由ヲ上奏ス」（第16条）と大幅に拡大解釈することを明白にしている。さらに土地・租税・教育・宗教に関する法律、紙幣製造量、内外国債の増減などは「本院及ヒ地方官会議ノ協同一致ニ非レハ」上奏できないと規定するなど（第21条）、原章程とは著しく異なり、地位・権限の大幅な強化を図る内容であった。このような元老院側の章程改正の試みに対して、木戸は天皇大権を「限制候処不少」と大きな不満を表し、「其元因は陸奥張本に而」、「手切れ之都合も明白に無之而は不相済」と考えるに至っている⁽²³⁾。だが、木戸が陸奥・小室に⁽²⁴⁾、井上が板垣にそれぞれ直接説く⁽²⁵⁾などした結果、6月22日に三条侍立のもと、後藤が天皇に拝謁、元老院の上奏した改正はしない代わりに、元老院の議決を経ずに法律を制定することはないと章程を解釈する旨が勅旨によって確認された⁽²⁶⁾。

一方、院内の事務取扱規則並びに議事規則を議長権限により議定する旨を求めた「議長権限ノ儀伺」（4月29日提出）に対し、5月2日「議定之上可伺出候事」と指示があったのを受け、早速3日から議事条例の審議が始まられ、8日には同条例及び院中課目が決議された（13日上奏）。議事条例は、議長職務（10条）・議事制限（7条）・発言方法（8条）・討論規則（6条）などを規定し、多数決制（可否同数の場合は議長裁決）・定足数3分の1・採決時の棄権禁止（5月29日追加上奏）などを定めている。院中課目は5課から成る分担規定で、内容は次の通りで各課目の議官配属は6月2日に決まった。

第1課：皇室／裁判事務	——吉井・河野
第2課：工業／外務事務	——山口・津田
第3課：陸／海軍務	——鳥尾・三浦
第4課：財務／内治事務	——陸奥・松岡
第5課：教育／藩属並開拓事務	——由利・加藤

さらに5月31日に臨時課が設けられ、陸奥・河野が委員となった。この間発言方法についての審議の席上、鳥尾が異議を唱え議席に着かず、会議が中止されるという一幕もあった（5月5日）⁽²⁷⁾。31日、院中課目は「伺ノ通」、議事条例は追って沙汰あるべしとの指令が出たが、章程改正問題の決着を受けて6月28日、大略上奏通りのまま再度元老院の審議に付され、30日に決議、上奏された。陸奥の主宰する第4課は29日、課内の事務取扱手続を定め、議長に上申している。事務運用の細目に亘る規定をほとんど漏れなく微細に定めており⁽²⁸⁾、ここに陸奥の官僚としての性格とその力量の一端を垣間見ることができる。

7月2日、上奏されていた議事条例をほぼ認めた欽定議事条例が下付され、同時に章程第4条の改正と新たに10名の議官の任命が言い渡された⁽²⁹⁾。章程第4条の改正は新議官任命とも関係深く、重要な意味をもつものであった。第4条は議官の資格要件を定めた項で、当初の章程では勅任官・国家に功労ある者・政治法律の学識ある者に限るとされていたが、今回の改正によりこの他に皇族・華族が加えられた。新たに任命された議

官のうち 6 名は、皇族または公家・旧藩主出身者であった（表 1 参照）。元老院は早速 3 日、後藤名で「是等ノ事ハ原ト宜シク其未タ決定セサルニ方ッテ之ヲ本院ニ付シ而メ衆議官ヲシテ議定セシム可キ所ノ者ナリ」との抗議的上奏を行っている⁽³⁰⁾。このほか、院内の機構・規則は 5 日の開院式以後もいくつかの改変を見た。まず、左院での分課の実態が弊害の多いものだったことを理由に、7 日に後藤から「常立ノ各課ヲ廢スル議案」が提出され、採決の結果陸奥等の賛成 12 で分課の廃止が決まった⁽³¹⁾。さらに、19 日には議長官房職制（8 月 9 日上奏）と推問条例（7 月 31 日上奏）が決議された。前者は、議長・副議長・4 名の議官の 3 者で構成される常設の議長官房を新設、これを「本院中最上等ノ一局」と規定し、議案の下付・提出、他の政府機関との連絡、願書・建白書の処理、推問開始の可否に関する審査など多岐に亘る項目を掌握することとした。要するに、元老院の実権を一手に握る中枢的存在がこの議長官房であった。翌 20 日に任命された議長官房委員は陸奥・河野・津田・加藤の 4 名である。委員の任命とともに従来の臨時課は廃止された。後者の推問条例は全 11 条から成り、推問の際の院内討議手続・推問開始後の実施手續などについて具体的に定めたもので、推問委員（議官中から選任）が議長官房と連絡して審理を進めるなし、森藤右衛門の建議⁽³²⁾を考慮してか、審理のためには書記官以下を地方に派出することができる旨も明記している（第 9 条）。

章程改正問題は一応決着していたものの、元老院の権限については依然として曖昧な部分が多く、その権限を拡大あるいは縮小する余地は依然として十分にあり、権限問題が争点化する契機はなくなってはいなかった。推問権と並んで元老院から提出された、元老院に「下議スヘキ者ト否トノ分界」についての上奏⁽³³⁾（7 月 8 日）は、広汎な分野に亘る事項を元老院に下議すべきことを求めていた。もしこれが認められれば元老院の権限は実質的に極めて強大化することは必定で、その点が政府首脳に推問権も含め再度章程改正の必要を認識させるに至ったと言えよう。

章程改正作業は、伊藤が中心となって進められた。この再度の改正作業の成案は、8 月末にできた。三条からその改正案を回覧された木戸は、元

老院の開閉を天皇の一存で「如何様にも相成候一条」を付け加える他は全く同意し、「参議中に而も格別議論は有之間敷」、但し板垣には前もって内示しておいた方がよいとの意見を述べている⁽³⁴⁾。板垣は、この章程改正には強く反対するとともに、大阪会議の盟約に盛り込まれながら未だに履行されていない参議省卿分離の実行を督促した⁽³⁵⁾。章程改正を先行させようとする木戸との乖離は、ここにきて明確となった。章程改正と分離問題をめぐる行詰まりに対し、三条は「章程改正可相成ニ付夫迄ノ処開議見合可申」旨を元老院に指示した⁽³⁶⁾。すなわち、両者を一挙に解決することを断念、とりあえず章程改正を棚上げして、分離問題に取り組む姿勢を示した。この間8月31日に大蔵省は財政不足から各省予算を軒並削減する举に出たため、従来月毎に経費を申請し支払いを受けていた元老院の予算も、1875（明治8）年度の予算を20万円とする旨の通達を受けた。単純計算でも年間約4万円の減額である⁽³⁷⁾。また、同日冗員淘汰の指示が出されている。

章程改正問題に対して陸奥は、後藤とともに「人物だに網羅し得ば、権限は之を譲歩すべしとの軟説を唱へ」ていたが⁽³⁸⁾、省部独占を企図して板垣派少壮幹部が練り上げた人事構想（大阪会議履行盟約書）では、司法卿または外務卿に擬せられている⁽³⁹⁾。章程改正問題が日程に上ると符節を合わせてこのような盟約書が作成されたのは、章程改正問題と人事構想の実現とを取引しようとする戦術であったからなのかもしれない。木戸は、三条の井上内務卿案にも同意しておらず⁽⁴⁰⁾、この人事構想には難色を示して「結局纏まり論は六つヶ敷事歟」との見通しを抱くに至っている⁽⁴¹⁾。もはや、板垣派が木戸と提携してその「盟約」を実施してゆくことは不可能になっていたのである。木戸は「一旦左大臣を防き候に決意候に付而は元より薩人と同意不致而は防くに付利益少く候間専ら心を用ひ候事」⁽⁴²⁾と述べている通り、島津を抑えるために大久保との提携に踏み切ったのである。

江華島事件の惹起によって三条・木戸・大久保・岩倉の結束は強化された。三条からの依頼を受けた岩倉は⁽⁴³⁾、島津の側近内田正風を介して島

津説得工作を開始した⁽⁴⁴⁾。その工作は、結局10月6日に不調に終わった⁽⁴⁵⁾。10月12日、板垣は内閣分離を迫る上書を提出した⁽⁴⁶⁾。分離問題は江華島事件の事後処理が決着した後に決定するとの勅諭が19日に出るや⁽⁴⁷⁾、島津は三条弾劾の上書を提出した⁽⁴⁸⁾。そして22日にこの上書が却下されると、即日辞表を出した⁽⁴⁹⁾。板垣も同様辞表を提出した⁽⁵⁰⁾。三条は両名の辞表は「御聞届之外無之」と判断⁽⁵¹⁾、ともに27日に受理された⁽⁵²⁾。島津は11月2日麝香間祇候となつたが⁽⁵³⁾、板垣は参議を辞したまま野に下つた。「従前ノ説明書並条例規則共総テ廃止」し、新たな職制章程が元老院に下付されたのはその約1ヵ月後の11月25日であった⁽⁵⁴⁾。

驚くべきことであるが、江華島事件以後、内閣分離問題が終局に向かいつつあった頃、陸奥は東京にはいなかったのである。

9月20日、陸奥は病氣療養を理由に、往復期間を除いて実質3週間の熱海温泉への休暇願を出している⁽⁵⁵⁾。陸奥の出した休暇願は、この種の申請としては實に長文である。まずその冒頭で、8月中旬に箱根温泉への旅行を後藤に願い出たところ、議官の大半が賜暇休暇で旅行中のため、「御用向も難斗候間暫時見合可申様」後藤から言われ、「指扣罷居ノ義」であったと述べている。続いて「本月十二日よりハ開議相見合可申旨御達有之候就而ハ此節本院ニ於而格別之御用向ハ有之間敷」として、休暇を許可してくれるよう求めている。この休暇願は9月22日に許可され⁽⁵⁶⁾、陸奥は27日に東京を出発した⁽⁵⁷⁾。さらに10月19日には2週間の滞在延長を願い出た⁽⁵⁸⁾。この延長願は20日に認められている⁽⁵⁹⁾。結局陸奥が帰京したのは11月2日になってからであった⁽⁶⁰⁾。このように、分離問題がクライマックスともいるべき段階を迎えていた時、陸奥はその渦中からは遠ざかっていたのである。最初の休暇願が提出されたのが、板垣及びそれを支持する少壮グループの人事構想が木戸によって拒否された頃であり、次の延長願は、島津・板垣の建白が不採用となったのと符節を合わせるようにして出されているのである。

人事構想を木戸が拒否した時点で、陸奥は分離問題の成算のないことを見越したと言えよう。そして、自らのアリバイ証明であるかのように東京

を離れて、あたかも無関係であるかの風を装いながらも、もし分離問題で板垣・島津の主張が通れば直ちに上京する構えであったと思われる。このように、奏功すれば機敏に乘じ、奏功しなければ自身のコミットを避けるという両様の構えをこの後も我々は陸奥に見ることになる。

2. 元老院幹事としての陸奥

11月25日に下付された職制章程は、元老院の権限に大幅な制限を加え、単なる諮問機関としてその権限を骨抜きにするものであった。職制としては、副議長の下に「特選ヲ以テ」任命され、「院中ノ庶務会計等ヲ幹理ス」る幹事職が設けられた。章程は4月25日の原章程と同じく12条であるが、議案の審査・発議に関する内閣の権限が格段に強化された。すなわち、新たに検視制度が導入されて議定・検視が元老院の主たる任務となつたが、そのいずれに属するかは内閣の決定に委ねられ（第5条）、事後の検視でも可とされる他（第6条）、元老院は単に参考意見を述べることだけしか許されなくなつた（第7条）。また議官の資格要件は、7月2日の改正が踏襲されて皇族・華族が含まれることとなつた。当初、この改正案については、寺島・大久保・伊藤・山県・大木によって「會議上陳可有之候事」と、元老院に下付して一応は討議させることになつてゐる（⁶¹）。しかし、11月2日には「最早其儀ニ及ハス御下付可相成旨」が、三条・岩倉・木戸を始めとして参議全員によって認められた（⁶²）。その結果下付されたのが、この職制章程である。設立された時には各国の上院に相当する機関と考えられた元老院は、ここに法制局分院たる観を呈するに至つたのである。

陸奥と河野の幹事就任について、木戸は自らの関与を否定しつつ、「兩人共此頃左府公へ組シタルヲ大ニ悔悟シタルニ付、今日官房議官始メタル上ハ、幹事ニ不被仰付テハ、郤テ又々相背カセル訛ニ付、後藤ヨリモ申立テタルヨリ御採用ナリタリ」と述べている（⁶³）。さらに大久保も、陸奥・河野から辞表が提出された場合には速やかに両名を免職とするつもりであつ

たが、意外にも両名とも辞表を出さず、「表面今日ノ行政ヲ遵奉スル上ハ、殊更ニ免官被仰付候モ天下ノ規模ニアラズトノ御評議ナリ」と語っている⁽⁶⁴⁾。木戸・大久保が提携した状況では、最早元老院の権限拡大を追求していく力は陸奥ではなく、かろうじて“恭順の意”を示すことによって幹事職に就くことができたのである。以前の議長官房と同種の職務とは言うものの、元老院自体の無力化の中では字義通り「院中ノ庶務会計」⁽⁶⁵⁾が幹事の仕事となったと見るべきであろう。

それにもかかわらず、1874（明治7）年とは異なり、陸奥は官を辞して野に下ることもなく黙々と勤務を続けた。陸奥自身はこれについて「別に語るべき事無し」⁽⁶⁶⁾としているが、いくつかの理由が推測できよう。

第1に、陸奥は官僚的性格の持主であった。例えば、地租改正の実施に際して、陸奥が独力で検地の方法・地租の計算方法など複雑煩瑣な具体的要項を準備したと言っても過言ではない⁽⁶⁷⁾。法律の整備という一見地味で単調な職務自体を陸奥は決していとわなかつたであろう。第2に、陸奥が期待した通りの権力を元老院が有することはできなかつたものの、左院に代わる位置を占める元老院には貴族院的な色彩があつた。自ら「貴顕」を以て任ずる陸奥にとって⁽⁶⁸⁾、大蔵省3等出仕としての一官僚よりも1等官である元老院議官（幹事）の方が、その「貴顕」的性格を満足させるものがあったと考えてもあながち不適切ではないだろう。第3に、何よりも大久保の実権が揺るぎないものとなつたこの段階では、野に下っても権力に近づくどころか遠ざかるだけであった。確立した大久保体制の下では、もしも権力に近づきたいと考えるならば、政府部内にこのような形ででもとどまる以外、他の選択肢は事実上あり得なかつたであろう。自己の保身にかけては人一倍敏感で神經を使う陸奥にしてみれば⁽⁶⁹⁾、なおさら当面はおとなしく元老院にとどまっていることが最上の選択であったと言えよう⁽⁷⁰⁾。

改正職制章程に基づく元老院の諸条例の改正については正院で取り調べることとなり、議官の中から委員を出すよう指示があり、陸奥と松岡が委員になっている⁽⁷¹⁾。12月22日、元老院議長幹事職務条例・議事条例・議

按修正条例・議按検視条例が下付され、翌1876（明治9）年1月から開院すべき旨が太政大臣から指示された。右の諸条例のうち議長幹事職務条例では、幹事について、各議案毎の修正委員などには選ばれないが、隨時委員会に出席し意見を開陳できるうえ（第8条）、便宜により議席に着かなくともよいとされた（第9条）。議事進行について規定した議事条例は当初のものとほぼ変動はないが、新たに導入された議按検視条例は、検視について「元老院ニ於テ可否スルコトヲ要セス又修正ノ権ナシ」と規定し、1回の会議で直ちに全案を朗読、「逐条分議スルコトヲ用ヒス」一括審議の原則を掲げ（第1条）、「旧法ニ害シ若クハ抵触シ」あるいは「一按中互ニ相抵触シ及ヒ不備不明」のある場合のみ審議が行われ、もしそれらがある場合には理由を付して太政大臣に通達する手続をとるのみであった（第2条）⁽⁷²⁾。

翌1876（明治9）年1月から元老院は審議を開始した。陸奥の幹事在任中に元老院が取り扱った議案は、議定33・検視64・会議を開かず返却したもの4、総計101件である（表2参照）。検視のうち、全会一致で原案承認が42、多数決で原案承認が7、旧法との抵触又は不備不明の箇所ありとされたもの13、検視会不要として承認返却及び議定に付すべきであるとして返却が各々1、であった。また、議定議案は否決（廃案を可）とされたものはわずか1件で、概ね、字句上の修正を加えて可決されている。

下付された議案とは別に元老院発議の意見書がある（表3参照）。その本数は1876（明治9）年が20本、1877（明治10）年が2本、1878（明治11）年が3本である。審議を開始した元老院が積極的に意見上申に取り組んでいたのが窺えるとともに、法制面の整備がこの時期いかに遅れていたかを物語るものと言えよう。意見書の審議も議案と同じく三読会制がとられるが、起草者別では、陸奥4、河野10、細川8、中島・柳原各2、佐野1、となっている（共同起草を含む）。このうち否決されたのは5件で、他は修正を加えるかあるいは原案通り可決されている。陸奥の起草意見書は1876（明治9）年前半に集中しているのに対して、それ以降殊に細川が議官となってから（4月8日）は、河野・細川が中心となっているのが注目される。

表2 元老院議案一覧表（1876年—1878年6月）

議案番号	件名	種別	1 読	2 読	3 読	成否
1	丁年ノ制度ヲ定ムルノ儀	(議定・検視を経ず1/10返上)				
2	丁年ノ制度ヲ定ムルノ儀	議定	1/14/76	1/15(第2読会で終了)		可決
3	改訂律例第105,6条・					
4	第143,4条改正增加之議案	議定	1/23	1/28	2/2,13	修正可決
5	道路附橋梁法案答議・					
6	同附録堤防法案答議	検視	(2/5)			可決
7	懲役人又犯罪条例					
8	及懲役人逃条例	議定	2/2	2/7	2/9	可決
9	控訴上告手続中改正ノ儀	検視	2/12			可決
10	新聞紙条例追加ノ儀	検視	2/17			抵触(5条)
11	度量衡三器議案	検視	2/27			全会一致
12	得遺失物律議案	議定	3/7	3/12,14	3/17,20,31	修正可決
13	改定律例名例律					
14	第38条改正ノ儀	検視	3/8			全会一致
15	徵兵令第6章第12条中					
16	成丁簿ヲ国民軍名簿ト改正ノ儀	検視	3/8			全会一致
17	代人規則第3条改正ノ儀	検視	3/8			全会一致
18	新律綱領改定律例中官吏公罪ニ係ルモノヲ廃スルノ儀	検視	3/12(議定に付すべきものとして返却)			
19	司法警察規則廃止案	検視	3/27			不明(6条)
20	糾問判事職務仮規則案並					
21	司法警察仮規則	検視	3/27			可決
22	制規アル服着用ノ外帶刀禁止案	検視	3/23			全会一致
23	官吏懲戒例設定案、新律綱領改定律例中職制律並官吏公罪ニ係ルモノヲ廃スル議	参観	3/25	3/29	4/1	全会一致 (議定)
24	改正雇人盜家長財物律・					
25	改正私借官物律・竊盜条例	議定	4/13	4/18,20	4/27,5/8	修正可決
26	合家禁止議案	議定	4/28	5/3,5	5/8	可決
27	控訴上告手続第18条～但書追加案	検視	5/1			全会一致
28	改定律例第318条拷訊改正案	議定	5/13	5/13	5/22	全会一致
29	改正刑法名例案					
30	写真条例制定議案	検視	5/29			可決(14/16)
31	陸軍武官恩給令罷役俸並					
32	恤金令及將官退職令案	検視	6/9			全会一致
33	徵兵令中徵兵編成並概則					
34	其一中増加並改正案	検視	6/12			全会一致
35	金穀借用証書ヲ他人ニ譲渡スノ件	検視	6/7			
36	金穀借用証書譲渡ノ議					
37	再犯加等罪例条例案	議定	6/19	6/22	6/26	修正可決
38		議定	6/30	7/5	7/5	修正可決

表2(つづき)

29	新聞紙雑誌雑報ノ国安ヲ妨害スル者発行禁止案	検視 7/5	全会一致
30	国立銀行条例案	検視 7/8	全会一致
31	米商会所条例ノ議	検視 7/8	全会一致
32	監守常人二盗ノ死刑ヲ止ムルノ布告案	検視 7/9	全会一致
33	壳薬規則	議定 7/11 7/11,12 7/12	修正可決
34	家禄賞典禄処分ノ議	検視 8/1	全会一致
35	毒薬劇薬取扱規則	検視 (9/6)	改正要求
36	男戸主女戸主他へ入夫組ノ件	検視 (9/7,14)	不明
37	再犯加等罪例条例	検視 (9/11)	抵触(11/14)
38	陸軍武官恩給令	検視 (9/13)	全会一致
39	各区町村金穀公借共有物取扱土木起工規則	議定 (9/21) (9/25) (9/27)	修正可決
40	両替営業規則	議定 10/12 10/19 10/19	否決 (19/20)
41	再犯加等罪例条例	検視 10/25	全会一致
42	買上地処地等除税	議定 11/30 12/11 12/15	修正可決
43	収税区分ノ儀	議定 11/30 12/11 12/15	(原本欠如)
44	民有荒地処分規則	議定 11/24 12/5 12/7	修正可決
45	鳥獣類規則改正	検視 11/21	不備不明(17)
46	被兜尾解剖ノ儀布告按	議定 12/8 12/14 12/14	修正可決
47	改正案壳薬規則(再議)	議定 12/7 12/12 12/18	修正可決
48	假リニ財産ヲ差押ユルノ儀新聞紙条例第2条中或ハ無定期ノ五字削除ノ儀	議定 12/7	不備不明(13)
49	僧尼公認ノ件	検視 12/7	可決(12)
50	裁判所ノ呼出ニ遅参不參等ノ者罰則布告按	検視 12/12	抵触(15)
51	建物書入質規則第2条ヘ但書追加之儀布告案	検視 12/19	全会一致
52	西洋形船水先免状規則	検視 12/19	全会一致
53	明治10年郵便規則及ヒ罰則	検視 12/20	全会一致
54	被兜尾解剖ノ議案再議	検視 1/19/77	不備不明(14)
55	懲役人又犯罪条例外律例共改正布告案	議定 2/2 2/12 2/20	修正可決
56	府県ヨリ布達スル条規ニ違犯スル者罰金案	検視 1/19	可決
57	預ケ金穀出訴期限案	検視 1/19	全会一致
58	烟草稅則第1則第1条但書中削除案	検視 2/2	全会一致
59	裁判所職制章程等改正案	議定 1/25 1/25,26 1/29,2/7	修正可決
60	利息制限法	議定 2/5 3/9 3/12	修正可決
61	保积条例設立案	検視 2/2	全会一致

表2(つづき)

62	変死ニ係ル屍解剖案	検視 2/7	全会一致
63	毒薬劇薬規則再議 (第35号議案参照)	検視 2/12 (全会一致で検視会不要として返上)	
64	人民所有ノ船舶ヲ売買シ 又ハ金穀等借用ノ為書入 質入トナサントスル手続ノ儀	検視 3/5	可決 (5/9)
65	明治8年内国難破船及 漂流物取扱規則第37条改正案	検視 3/8	全会一致
66	明治10年郵便規則中改正案	検視 3/15	抵触
67	新律綱領中謀殺祖父母 父母律第2項改正案	議定 4/6 (4/18) (4/23)	修正可決
68	鳥獣猟規則へ追加案	議定 11/26 11/29 11/29	修正可決
69	船難報告船難証書授受手続案	検視 (4/20)	可決 (8/9)
70	建物売買譲渡規則第1条 但書追加案	検視 (4/20)	全会一致
71	明治10年郵便規則中 外国郵便税表改正案	検視 (4/20)	全会一致
72	僧侶度ノ節管轄庁へ 届出ニハ及ハサルノ儀	検視 (4/27)	全会一致
73	社寺借財ノ節抵当物 書入方ノ儀	議定 (5/7) (5/11) (5/11)	修正可決
74	商人買販品代金滞云々 布告廃止等ノ儀	検視 (5/16)	全会一致
75	万国郵便連合条約へ連盟案并 外国郵便税表改正案	検視 (7/2)	全会一致
76	民刑訴訟ノ上告裁判ヲ 経タル者再審案	検視 (6/29)	不明 (6/11)
77	船難報告船難証書 授受手続改正案	検視 (7/2)	全会一致
78	諸証書ノ姓名自書捺代書案	検視 (7/4)	全会一致
79	建物売買譲渡規則 第2条中刪除案	検視 8/6	全会一致
80	収祿功俸賞祿追奪案	検視 8/27	抵触 (10/13)
81	利息制限法附則刪除再案	議定 9/3 9/3 9/3	修正可決
82	諸証書但書追加案	検視 9/10	全会一致
83	租税怠納ノ者処分案	議定 10/5 10/9,16, 10/24 18,24	修正可決
84	改定律例第19条以下刪除 第13条等改正案	議定 10/11 10/11 10/11	修正可決
85	明治8年徵兵令第6章 第1条末文中刪除案	検視 10/30	全会一致
86	酒類税則中改正追加案	検視 12/11	全会一致
87	国立銀行条例追加案	検視 12/17	抵触 (14/16)
88	行政処分願訴規則追加案	(検視を経ず奉還、第93号議案参照)	

表2(つづき)

89	明治11年郵便規則及罰則	検視	(12/19)	全会一致
90	壳葉規則改正布告案	検視	(1/18/78)	全会一致
91	開拓使管内鉱山借区税ノ 布告案	検視	(1/22)	全会一致
92	船車壳葉牛馬壳買等 税金納期之布告案	検視	(1/25)	全会一致
93	行政処分願訴規則	議定	(2/7) (第1読会のみで第2、3読会を経ず返上)	
94	明治9年第106号布告 国立銀行条例第18条ヲ改正シ 同10年第83号布告同条例追加 取消ノ儀布告	検視	(2/21)	全会一致
95	株式取引所条例改定ノ儀	議定	4/4,11	4/11,12 4/12 修正可決
96	貿易銀貨内地一般通用ノ儀	議定	5/1,13	5/13 5/13 修正可決
97	免許銃用彈薬類壳買制限ノ儀	議定	5/2	5/2 5/2 修正可決
98	内国募債ノ件	検視	5/8	全会一致
99	蚕種製造諸規則廃止ノ儀	検視	5/9	全会一致
100	違式註違条例第3条中 増加ノ儀布告案	議定	5/9	5/9 5/9 全会一致
101	地方官會議ニ於テ議定セシ 第1号議案	議定	5/14	5/24 5/30 修正可決
	第2号議案	議定	5/15	5/25,27, (6/12) 31,6/3,4 修正可決
	第3号議案	議定	5/16	5/28,29 6/6 修正可決

(注) 『元老院会議筆記』及び『元老院日誌』より作成。読会日時の表記は、月／日／年の順で、年についてはその年の一番初めの場合のみを記している。括弧を付したものは陸奥が欠席した場合を、斜体字のものは陸奥が議長代理を務めた場合を、それぞれ示している。また、成否の項目の括弧内の数字は、出席議官の多数決の票数を、多数票／出席議員数として示したものである（多数票の数のみを示した場合もある）。

表3 元老院意見書一覧表（1878年まで）

議案番号	件名	起草者	1 読	2 読	3 読	成否
号外1	丁年ノ制度ヲ定ムルノ件	陸奥	1/14/76	1/15		(可決)
号外2	鶴ヶ岡県森藤右衛門建白ノ儀	河野	2/2	2/3	2/3	修正可決
号外3	新聞紙条例追加	佐野	2/27	3/7,8	3/10	否決(11/13)
号外4	改定律例第318条改正	陸奥	4/13	4/21	4/25	修正可決
号外5	刑事控訴ヲ聽ルスノ件	河野	5/29	6/23	6/27	修正可決
号外6	監守常人二盗ノ死刑ヲ止ムルノ件	中島	6/7	6/19	6/21	修正可決
号外7	罪犯告発条例刑事証人条例及ヒ偽証律ヲ設クルノ件	陸奥	6/12	6/26,28,29	7/6	修正可決
号外8	布令回達ヲ廢シ掲示規則ヲ設クルノ件	中島	6/30	7/7	7/7	修正可決
号外9	死刑ヲ絞首ニ止ムルノ件	河野	6/30	7/9	7/9	修正可決
号外10	廃戸婚律ノ件	陸奥	6/30	7/10	7/10	修正可決
号外11	(甲)有妻更娶律ヲ設クルノ件 (乙)不応為律例ヲ廢スルノ件 (丙)將屍図額律ヲ廢スルノ件	細川	7/6 7/6 7/6	(8/22) (8/29)	(8/29)	否決(8/16)
号外12	金銀証書亮買ヲ禁スルノ件	柳原	8/1	8/1	8/1	修正可決
号外13	不応為律ヲ廢スルノ件	細川	7/6	(8/17)	(8/23)	修正可決
号外14	將屍図額律ヲ廢スルノ件	細川	7/6	(8/21)	(8/28)	否決(12/17)
号外15	再犯加等罪例条例	河野	(9/13)	(9/18)	(9/20)	可決
号外16	改定律例第249条1項改正ノ件	河野	(9/27)	(10/5)	10/13	修正可決
号外17	鴉片烟条例ヲ設クルノ件	河野	(9/27)	10/9	10/17	否決(9/16)
号外18	保釈法ヲ設ル件	河野・細川	(10/5)	10/16	(10/20), 30	修正可決
号外19	夜無故入人家律等改正ノ件	河野	10/25	11/6	11/9	修正可決
号外20	読会規則ヲ廢シ 議案取扱手続ヲ設クルノ件	河野・細川	10/25	11/2,7,10 12/16	12/19	修正可決
号外21	明治10年7月第49号 (上告シテ裁判ヲ終タル者モ司法卿ノ意見ヲ以テ再審セシム)布告ヲ廢止スヘキ件	柳原	12/14/77	12/17	12/19	修正可決
号外22	意見書取扱手續ヲ改正スルノ件	細川	12/18	12/18	12/18	修正可決
号外23	法律布告式ヲ改ムルノ件	細川	(1/21/78)	2/22	2/22	否決(21/28)
号外24	読会規則改正ノ件	細川	4/26	4/26	5/1	修正可決
号外25	梶示ノ刑ヲ廢スルノ件	河野	5/7	(6/14)	(6/14)	

(注) 『元老院会議筆記』及び『元老院日誌』より作成。読会日時の表記は、月/日/年の順で、年についてはその年一番初めの場合のみを記している。括弧を付したものは陸奥が欠席した場合を、斜体字のものは陸奥が議長代理を務めた場合を、それぞれ示している。また、成否の項目の括弧内の数字は、出席議官の多数決の票数を、多数票/出席議員数として示したものである。

民事・刑事に関する法律的案件がほとんどであるため、議案の審議や意見書の起草に専門的知識が要求されるのは言うまでもない。条項もしばしば多岐に亘るため、審議の過程で積極的に発言してゆくには法制官僚としての才幹が必須となる。主な発言者は、陸奥・河野・中島の他、佐々木・斎藤・細川などの旧左院グループであり、柳原を除いて皇族・華族出身者にはほとんど活躍の跡が見られない。

1875（明治8）年12月29日に下付された第1号議案「丁年ノ制度ヲ定ムル議案」⁽⁷³⁾は「詮議ノ次第有之」、1876（明治9）年1月10日に一旦返上⁽⁷⁴⁾、12日に再度下付された（第2号議案）⁽⁷⁵⁾。これは内務卿大久保の提案になり、20歳を丁年とするものであった。1月14日の審議⁽⁷⁶⁾では陸奥を始め賛成9の多数で可決された⁽⁷⁷⁾。さらに陸奥は、各条例に記載されている丁年を訂正する必要があるとの意見書を上申する提議を提出している。これも賛成10で可決され⁽⁷⁸⁾、陸奥起草の意見書は15日に決議⁽⁷⁹⁾、17日上奏に及んだ（号外第1号意見書）⁽⁸⁰⁾。

「別に語るべき事無し」と陸奥が自ら述べている元老院時代で、唯一見るべき功績として同時代の人間からも指摘されているのが「拷訊」（拷問）の廃止である⁽⁸¹⁾。

そこで次に、陸奥が起草した号外第4号意見書「改定律例第三一八条改正」の審議経過を見てみよう⁽⁸²⁾。4月13日に開かれた第1読会で陸奥は

夫ノ拷訊ノ事理ニ悖リ名譽ヲ汚ス其弊害枚挙スルニ堪ヘス抑法律ハ国運ノ進歩ト一致改良スヘキ者ナリ今ヤ彼西邦文明ノ制ニ資リテ百度皆改進スルノ日独リ蕃野ノ遺制ヲシテ存セシム可ラザルナリ

と述べ、「拷訊」の廃止を主張する。しかし、從来広く用いられてきた「拷訊」を廃止すれば裁判上の実際に支障があろうから「先ツ之レヲ廢シテ差支無キノ方法ヲ考ヘサル可カラス」とした上で、

世間ノ百事原因アリ而シテ人目ニ触ルヽノ利ト害トハ皆此結果上ニ存スル者ナレハ夫ノ弊害アルノ拷訊ハ何等ノ原因ニ基ヒスルヤ何ノ故ニ我法例ノ一二居ルヤヲ推究シテ其本原ヲ治メザル可ラザルナリ

とその原因を問う。その原因は改定律例第318条で「凡ソ罪ヲ断スルハ口

供結案ニ依ル云々」と掲げられている点を指摘、自白至上主義を批判して次のように説く。

夫レ自ラ為シタルノ悪ヲ自ラ告白スルハ人情決シテ能ハサル所事実絶ヘテ無キ者ナリ而シテ口供結案ニ據ルノ明文アル時ハ仮令衆証明白ナル者ト雖トモ必スロ供ニ據ラサル可ラス夫ノ絶ヘテ無ク必ス能ハサル事ヲ為サシメントスルヤ勢ヒ拷訊ヲ用ヒサルヲ得サルナリ

したがって、「今三百十八条ヲ改正シ其本源ヲ治メ以テ法律ノ進歩ヲ促サント欲ス」と提案理由を締めくくった。陸奥の提案に河野始め中島・佐々木も賛成し、第2読会の開会が決まった。4月21日の第2読会では前述の意見を各国の例も引くなどして体裁を整えた「改定律例第三百十八条改正意見書」を陸奥が提出、その主旨は同条を「凡罪ヲ断スルハ眞証ニ依ル若シ未タ断決セシテ死亡スル者ハ其罪ヲ論セス」と改正するにあった。これに対して、証拠採用の節は裁判形式も整備する必要があり、従来の方法を改め「証ニ依リ断スルトスル」このような「大改革」においては「人民安心ノ方法」を立てる必要があるとの意見が佐々木から出たが、河野・中島から「眞」の1字を削除する他は本案を可とし、佐々木の意見は本意見書と直接の関係はなく将来の問題に属することとの反論がなされた。本意見書には他に、山口・松岡・斎藤・秋月からも賛意が表されている。第3読会は4月25日に開かれ、「眞」字を削除する以外は原案通りとすることが全会一致で決まった。その後、「改定律例第三百十八条拷訊改正案」として、本意見書通りの改正案が5月9日に下付され（第21号議案）、22日全会一致でこれを原案通り可決した⁽⁸³⁾。なお、本改正は6月10日に布告されている⁽⁸⁴⁾。

以上が陸奥の提出した「拷訊」廃止の意見書である。しかしながら、「拷訊」廃止における陸奥の功績は、いささか割り引いて見る必要があるだろう。まず、「拷訊」廃止を以前から強く進言していたのはボワソナードであり⁽⁸⁵⁾、陸奥は幹事として元老院とも契約を結んでいたボワソナードとも親しく接する機会をもっていた。また、「拷訊」廃止の議案は既に1875（明治8）年7月15日に元老院に一旦下付されており⁽⁸⁶⁾、前節で述べ

た通り元老院の審議は9月12日を以て一時すべて中止された事情があった。したがって、本意見書の主張が陸奥独自のものとは言いがたい。だが、条約改正の必要から言っても、「拷訊」廃止の意見は政府内部でも有力となりつつあり、陸奥の意見書は、このような状況を踏まえたものであった。要は、それを具体的な法制度改正に結び付けて、その実現に向けてゆく力量と才覚を陸奥が有していたことにある。

ここで議官の異動と議事取扱上の変動について触れておこう。1876（明治9）年1月の時点での議官は計20名であった。さらに4月以降議官を5名増加しても経費に支障を生じないとの見通しの下に⁽⁸⁷⁾、3月28日、中島信行（神奈川県令）が議官に任命されたのに続き、4月8日、楠田英世（3等判事）・津田真道（陸軍省4等出仕）・細川潤次郎（1等法制官）・水本成美（4等判事）の4名が議官になった。その後の異動は表1に譲るが、華族出身者・維新の功労者に代わって、次第に実務能力のある官僚が議官に任命されていくようになった。

議事取扱上の変化としては、元老院起草の意見書で内閣において異議なきものは単に検視に付し、内閣側で改正したものに限り議定に付すようにとの要請を元老院は提出（6月23日）、承認されている（7月1日）。また、議長・幹事の職務権限が単に議場での議官取締に限られており、他の官省の長・次官の権限と異なるとして、「議官平常ノ勤怠能否ヲモ監視シ時機ニヨリ及具上不苦候哉」との伺も出したが（5月8日）、議官出席名簿を1ヵ月毎に作成して正院へ提出するよう命ぜられて、この伺は却下されている（6月8日）。

この間後藤は、借金問題等から辞任（3月28日）、病気ということになっていた後藤に代わり、3月25日から有栖川が副議長代行に就き（3月28日允可）、席順も幹事の上席となった（4月7日許可）。そして5月18日に正式に議長に任命された。当初陸奥は有栖川とさほど親しく接触していた節はないが、3月以降になると、「獵獲之鶴」⁽⁸⁸⁾や実父伊達千広著の『大勢三転考』を贈るなど⁽⁸⁹⁾、接近に努めている。また、職務上当然ではあるが、陸奥は有栖川不在時には議長代理を務めている⁽⁹⁰⁾。当時元老院で開かれ

ていた「仏国政典講義」⁽⁹¹⁾に加え、7月以降「仏国刑法講義」が開かれているが⁽⁹²⁾、陸奥は6月5日、中島とともに山崎直胤・ボワソナードを伴い有栖川を訪問⁽⁹³⁾、また、24日には栗本貞次郎（元老院御用掛）を有栖川に紹介している⁽⁹⁴⁾。これらは刑法講義の打合せのためであったと思われ、栗本は刑法講義で通訳を務める⁽⁹⁵⁾（途中外務省の平山成信に交代）⁽⁹⁶⁾。なお、講義の記録筆記は同じく元老院大書記生の島田三郎が担当している⁽⁹⁷⁾。このように、陸奥は世話役・企画運営者として中心的役割を果たしていた。なお、会合は最初のうち有栖川邸で行われたことから、当初は必ずしも全議官を対象としたものではなかったのではないかと思われる。10月5日にボワソナードと陸奥・河野間で、元老院にボワソナードを雇用するための契約が取り交わされている⁽⁹⁸⁾。以後ボワソナードは毎水曜正午より出庭することとなり、これ以降の講義は元老院で開催され公的なものとなった。その後水曜から木曜に変更されて同講義は継続されたが⁽⁹⁹⁾、1878（明治11）年1月18日、ボワソナードの注釈書を翻訳の上各議官に回付する方式に変更され、講義は廃止された⁽¹⁰⁰⁾。

元老院に国憲起草の詔が下ったのは、これらの講義が軌道に乗った1876（明治9）年9月であった。7日に勅語を受けた有栖川は、翌8日議官を集めてこの旨を伝達、柳原・福羽・中島・細川の4名が国憲取調委員に命じられた。彼らはいずれも刑法講義の参加者である。また続いて18日に、岩倉から訴訟法起草の命が下され、国憲取調委員を除いた議官の中から、楠田・水本・佐々木・津田真道が互選の結果選ばれた。

この年6月2日から7月21日にかけて天皇は東北・北海道を巡回するが⁽¹⁰¹⁾、8月には三条・寺島・山県・伊藤などの政府首脳がほぼその行程をなぞるように北海道巡視に向かった⁽¹⁰²⁾。陸奥は島田三郎と随行の命を受け（7月29日）、8月6日に横浜を出発、10月1日に帰京している。すなわち国憲起草の命は陸奥の不在時に出され、取調作業は陸奥を完全に除外する形で始められたのである。この詔勅は岩倉が主となって大木・大久保らと相談した後、井上毅・土方久元の修文作業を経て出されたものとされている⁽¹⁰³⁾。彼らは、いずれも陸奥に批判的な者たちであった。国憲起草

の命は、あえて陸奥の不在時を見計らって出されたのかもしれない。第1次草案は10月半ばまでにできあがったが⁽¹⁰⁴⁾、その欄外12カ所に陸奥は「×」印を付している。その意味するところはいま1つ定かではないが、それらはいずれも天皇あるいは元老院の権限に関する条項であった⁽¹⁰⁵⁾。

3. 元老院時代の終焉

1877（明治10）年1月17日、議長の有栖川は天皇の大和京都行幸に先發して東京を発った⁽¹⁰⁶⁾。それに伴い有栖川不在中陸奥を副議長仮任とする旨の奏請がなされ（15日允可）、院内各課に陸奥の院務代行が回達された（16日）。天皇に隨行して東京を離れる政府首脳が多かったためか、この年に入ってから元老院に下付された議案は数も少なく、さほど重要でないと見られるもの多かった（表2参照）。

前年から各地で起きていた地租減免要求の動きに対処するために、1月4日には地租減免の詔が出された。それに関連して、陸奥は中島との連名で2通の意見書を起草している。その1つは、内務省の地方官に対する権限の大きさを批判し、その改正を提議するものであり⁽¹⁰⁷⁾、いま1つは地租減額は全国均一になされているわけではなく、なお重きにあえいでいるところも多いとして、内務省—地方官—区戸長という支配系統の問題点を指摘、「内務ノ管制ヲ緩フシ地方ノ権限ヲ張リ内重外輕ノ弊ヲ釐正」し、民会を起こすことが肝要であると述べたものである⁽¹⁰⁸⁾。地租軽減の動きを見て、陸奥は年来の不満である内務省権限=大久保体制の削減の好機と判断したのであろう。右の意見書が先触れとなるかのように、西南戦争勃発に際し、陸奥は再び動き出す。1877（明治10）年は、陸奥にとって1875（明治8）年に続く“動”の年であると同時に、長期の逼塞へと連なっていく年でもあった。

西南戦争の勃発が伝えられると、議官の間でも出兵の可否をめぐり賛否両論に分れた。佐野・細川は出兵を不可としたが、陸奥・河野・佐々木・柳原の4人は「速ニ出兵スベシ」と主張、同伴して太政官に赴き、岩倉に

その旨を進言した⁽¹⁰⁹⁾。もっとも出兵の理由は鹿児島征討ではなく、熊本城救援のためであった。陸奥には一貫して批判的な佐々木と連名であるのが注目される。そして、西南戦争の勃発により、議官が相次いで各地へ出張を命ぜられる中⁽¹¹⁰⁾、陸奥にも4月8日京都差遣が命じられ、議長・幹事・議官の旅費は1等を支給するとの岩倉の承認を受けた9日、陸奥は東京を発った。この間、大江卓などを中心とする土佐派の政府転覆計画に陸奥は関与することになるのである⁽¹¹¹⁾。

5月3日に東京に戻った陸奥は、7日、副議長仮任に復職、有栖川が議長に復帰した後の11月16日までその職にとどまった。この後、父・伊達千広の死去により陸奥は5月18日から喪に服しているが、陸奥は7月7日になって漸く出仕する⁽¹¹²⁾。8月にも陸奥は妹（中島信行の妻）の死に会し、20日から喪に服しているが⁽¹¹³⁾、この時は23日に除服出仕の辞令を受けている⁽¹¹⁴⁾。この間5月21日には副議長心得・幹事心得が岩倉の命で設置され、斎藤・細川が各々任命された。すでに土佐派グループの動きは政府の目を引くところとなっており、8月8日には片岡・岩神・大江ら「高知県不良の徒捕縛の儀」が決まり⁽¹¹⁵⁾、同月17日から拘引が始まった⁽¹¹⁶⁾。12月25日に、陸奥は柳原・津田真道・細川とともに刑法審査委員（総裁：伊藤博文）に任命されているが⁽¹¹⁷⁾、年末の12月27日から有馬温泉へ赴いたきり⁽¹¹⁸⁾、翌1878（明治11）年2月14日になるまで帰京しなかった⁽¹¹⁹⁾。

1877（明治10）年の議案は圧倒的に検視が多いが、数少ない議定議案に第84号議案「改定律例第一九条以下削除第一三条等改正案」がある⁽¹²⁰⁾。10月11日の会議で本議案は審議され、政府委員の要請が容れられて第1読会に引き続いて第2・第3読会が開かれた。議長は陸奥が務めている。「第一九条以下」は逃亡律例で、維新当初不逞の輩を取り締まるために設けられたものため、時宜に適合しなくなっていることから廃止を問われた（8月28日の元老院稟議に基づく）。後半の第13条改正案は次のようなものであった。

凡華士族罪ヲ犯ス者ハ禁獄ニ処ス若シ姦盜等ノ罪ヲ犯シ廉耻ヲ破ル一甚シキ者ハ除族シテ本刑ヲ加フ罪科未タ定ラサル者ハ監倉ニ入レ平民ト別

異ス

それまでは除族とはすなわち禄を失うことであり、それ自体が刑罰の意味をもっていた。しかし、秩禄処分などで禄制自体が廃止されたため、刑罰としての意味はなくなっていたのである。第58号便宣布告（8月16日）でも功俸償禄追奪は禄制廃止により廃止となつた旨の解釈が示されている。さらにこの改正案の審議過程で、一旦除族されても復族の可能性は閉ざされておらず、平民の場合との刑の格差があるとの理由から、除族された上は一般平民と同じく処分すべきであるとの説明が政府委員（村田保少書記官）からなされた。この第13条改正には全議官から一言の異論も出ず、全会一致で原案が可決されている。皮肉にも、この時から1年を経ずして陸奥は除族の上禁獄5年の判決を受けることになる⁽¹²¹⁾。

1878（明治11）年5月15日には大江が拘引され⁽¹²²⁾、その1ヵ月後の6月10日、陸奥は議官を辞任、即日拘留された⁽¹²³⁾。陸奥が元老院の審議に出席したのは、三新法審議中の6月6日に開かれた第3号議案（地方税規則）の第3読会が最後であった⁽¹²⁴⁾。5月28日には刑法審査局総裁に柳原が任命され、6月7日には河野が副議長に、柳原が幹事に、それぞれ任命された。また、刑法草案審査委員の後任には中島が就任した（17日）⁽¹²⁵⁾。なお、陸奥の年金を支払うべきか否かの問い合わせに対し、6月27日、検査局は支払うべきであるとの回答をしている⁽¹²⁶⁾。

西南戦争の帰趨が明確になった1877（明治10）年10月、陸奥とは旧知の星亨が米国経由でイギリスから帰国した⁽¹²⁷⁾。星は在英中ベンサムの書に接し、深く傾倒してその全集を持ち帰った。土佐派グループが拘引されていく中、陸奥は星からベンサムの書を紹介され、島田三郎などを含めてベンサムの読書会がもたれた⁽¹²⁸⁾。島田はベンサムの『立法論綱』を訳出するが、陸奥は島田の上司ということもあり、その跋文を著している⁽¹²⁹⁾。だがそれが刊行された9月には、陸奥はすでに山形監獄へ向かっていたのである。

陸奥の元老院時代はここに終わりを告げた。

おわりに

陸奥の3年に及ぶ元老院時代は、政治情勢の流動化とも相まって、1年毎に“動” — “静” — “動”という状態を繰り返した。1875（明治8）年は、政体問題・省卿分離などが争点化して流動的な政治状況にあった。章程改正問題を始め元老院の権限をめぐる政治情勢もそれに連動していた。陸奥自身について言えば、そのような状況で「大阪會議履行盟約書」に見られるように、あわよくば閣僚の座につくことができたかもしれない。しかしながら、板垣・島津に対する木戸・大久保の提携ができたことによって省卿分離問題は棚上げされ、元老院の章程改正問題も権限強化どころかその縮小・骨抜きに至る形で決着した。この“動”的時期に続くのが、単調とも言える法案審議作業を中心となる1876（明治9）年の“静”的年である。陸奥は幹事としての職務に淡々と従事し、元老院におけるボアソナードの講義にも世話役を務めた。しかし、元老院の重要任務とも言える国憲取調作業からは陸奥は除外されたままであった。同年後半からの萩・熊本の乱、地租軽減を求める農民一揆に続いて西南戦争の勃発した1877（明治10）年は再び“動”的時期となった。陸奥は大江らの計画に関与したものの、陸奥の政治力強化もその企図した内政改革もともに奏功せず、結局はその計画が露顕したために拘引され、遂には獄中生活へと長期の閉塞を余儀なくされるに至る。

元老院時代の陸奥には、政体問題等では急進論を標榜しつつ自らの属する機関の権力強化による自身の上昇志向が歴然と認められる。それと同時に地租改正に際して見られたように、元老院の機構整備や法案審議などに見られる陸奥の官僚的能力は明白であり、その意味でも「陸奥の前半期は、官僚として成功し、政治家として失敗した」と言えよう⁽¹³⁰⁾。

この後4年余りに亘る入獄時代に陸奥はベンサムの書を訳出することになるが⁽¹³¹⁾、ベンサムとの出会いもまたこの元老院時代であった。だが、『立法論綱』の跋文を読む限りでは、この時期ではまだ理解が深かったと

は言えず、法理・立法学者としてのベンサムに接しはしても、功利主義的側面への理解は不十分であったと言わざるを得ない。元老院時代に続く入獄時代は、前述の失敗の理由を分析し今後の対策を考えることが陸奥にとっての最大の課題となる。そうして陸奥はベンサムにその答えを見出し、後半生での再起を見事に実現していくのである。

(注)

- (1) 以上の陸奥の履歴は、「小伝」(陸奥広吉『伯爵陸奥宗光遺稿』、岩波書店、1928年、749-775ページ。以下『遺稿』と略記)による。
- (2) 坂野潤治『征韓論争後の『内治派』と『外征派』』『年報・近代日本研究——三・幕末・維新の日本』、山川出版社、1981年、245-262ページ。
- (3) たとえば最もよくまとめられている研究である渡辺幾治郎『陸奥宗光伝』、改造社、1934年、でも元老院議官・幹事就任については単に触れているのみである(148-149ページ)。なお、萩原延壽『陸奥宗光』上巻、朝日新聞社、1997年、354-415ページでは陸奥の元老院時代についてやや詳しく扱っている。本書は、かつて『毎日新聞』に連載された「日本人の記録 陸奥宗光」をもとにしている。元老院時代に関しては1968年1月19日から2月16日まで計25回にわたって連載された。本稿も萩原氏の論考には負うところが大きい。
- (4) 前掲「小伝」、『遺稿』、762ページ。
- (5) 板垣退助監修『自由党史』上巻、岩波文庫、1957年、176ページ。
- (6) 小松緑編『伊藤公全集』第3巻、伊藤公全集刊行会、1927年、70ページ。
- (7) 1875(明治8)年3月7日付井上馨宛木戸孝允書簡、日本史籍協会編『木戸孝允文書』第6巻、東京大学出版会、1971年、52-54ページ(以下『木戸文書』と略記)。
- (8) 例えば、この時期大久保は政体問題についてその日記にも触れるところがほとんどなく、わずかに3月13日に木戸・板垣・井上・大久保・伊藤が、政体取調着手について会談した記述があるのみである(日本史籍協会編『大久保利通日記』第2巻、東京大学出版会、1969年、384ページ。以下『大久保日記』と略記)。
- (9) 1875(明治8)年3月3日付伊藤博文宛木戸孝允書簡、『木戸文書』第6巻、49-50ページ。
- (10) 1875(明治8)年3月9日付及び4月9日付大久保利通宛木戸孝允書簡、立教大学日本史研究室編『大久保利通関係文書』第2巻、吉川弘文館、402-403ページ(以下『大久保関係文書』と略記)。前掲『木戸文書』第6巻、92-94ページ。
- (11) 『元老院日誌』4月25日の条(我部政男・大日方純夫共編『元老院日誌』第1巻、三一書房、1981年。以下元老院関係の制度・組織・人事に関する事項は特に記さない限り本書に依拠しているが、繁雑を避けるため一々注記しない。本文中に日付がある場合は本書の同日付の条を参照されたい。必要な場合には『日誌』と略記する)。なお太政官日誌第50号(4月25日)では吉井の名はこの中なく、4月29日に任命されている(太政官日誌第53号)(石井良助編『太政官日誌』第7巻、東京堂出版、1981年、404、408ページ)。ここでは後者に従った。
- (12) 佐々木高行著、東京大学史料編纂所編『保古飛呂比』第6巻、東京大学出版会、1975年、244ページ(以下『佐々木日記』と略記)。
- (13) 同前、249ページ。
- (14) 同前、250ページ。

- (15) 「大阪会議申合草案」。なお、その付属の盟約書草案でもこれらの趣旨を再論強調している（国立国会図書館憲政資料室所蔵「古沢滋関係文書」26）。
- (16) 「大阪会議申合草案追加」（前同、27）。
- (17) 「日本人」は1874（明治7）年1月、大蔵省を辞職する際に陸奥が発表した論文で、特定の地域的利害にのみ囚われることなく「日本人」としての視野をもつことを強調したものだが、その真意は薩摩の利己的な行動への非難を表したものである（前掲『遺稿』、3-12ページ）。
- (18) 井上馨候伝記編纂会『世外井上公伝』第2巻、内外書籍、1933年、55-120ページ。
- (19) 前掲『佐々木日記』、234、250ページ。
- (20) 河野は井上の裁判に対して硬い態度をとっており（前掲『世外井上公伝』第2巻、83-85ページ、及び前掲『佐々木日記』第6巻、233-234ページ）、その河野が元老院へ転じたことについては司法省内部から抗議の声があがっていた（前掲『大久保日記』第2巻、4月28日の条、395-396ページ、及び前掲『世外井上公伝』第2巻、90-91ページ）。
- (21) 3月31日付伊藤博文宛木戸孝允書簡、伊藤博文関係文書研究会編『伊藤博文関係文書』第4巻、柏書房、1976年（以下『伊藤文書』と略記）。
- (22) 『日誌』5月2日の条。なお、板垣が「先日の勅語に而全く立法官設立之御主意と相弁へ立法之源を広めと申事は立法官を立派に御立被成候事に申張」る一方で、木戸は、「今日の立法官と申ものは未歐米各国之議法官之如く元より全備は不仕候」と述べている（4月24日付井上馨宛木戸孝允書簡、『木戸文書』第6巻、112ページ）。
- (23) 6月5日付井上馨宛木戸孝允書簡、『木戸文書』第6巻、139-141ページ。
- (24) 『木戸孝允日記』6月10日の条。日本史籍協会編『木戸孝允日記』第3巻、東京大学出版会、1967年、194ページ（以下『木戸日記』と略記）。
- (25) 前掲『木戸日記』6月12日の条、195ページ。この他、6月14日にも木戸は井上・陸奥と会い、17日には後藤・三条らを含めて会合がもたれている（前掲『木戸日記』、196-197ページ）。
- (26) 『日誌』6月22日の条。
- (27) 『日誌』5月5日の条。なお、鳥尾は木戸の意見を代弁して陸奥と激論するところがあったという（前掲『自由党史』上巻、176-177ページ）。
- (28) 『日誌』6月29日の条。
- (29) 『日誌』7月2日の条。ただし、7月2日の太政官日誌第86号には長谷の名はなく、7月14日の同第94号に7月8日分として掲載されている（前掲『太政官日誌』、482、493ページ）。ここでは後者に従った。
- (30) 『日誌』7月3日の条、及び、憲政資料室所蔵「三条家文書」（書類）24-6-（イ）参照。
- (31) 『日誌』7月7日の条。
- (32) いわゆるワッパ騒動については、佐藤誠朗『ワッパ騒動と自由民権』、校倉書房、1981年、を参照。なお、元老院は左院から引き継いで本件の建白書を受け付けたが、河野と三浦が建白委員に選ばれている（『日誌』1875（明治8）年7月12日の条）。翌1876（明治9）年2月2日・3日両日にわたって開かれた3読会で、元老院権大書記官沼間守一（推問掛）によってなされた出張調査の結果は森の「所言ト大ニ其旨ヲ同フス」とする河野起草の意見書を賛成多数で可決したが、陸奥は議長として票決には加わらず（『元老院会議筆記』第3巻、元老院会議筆記刊行会、1986年、1-8ページ。以下『筆記』と略記）。また、同年2月25日、県令三島通庸らの関係者を元老院に招致して面接した際にも河野が担当している（『日誌』1876（明治9）年2月25日の条）。このように、この件についての陸奥の積極的関与は見受けられない。
- (33) 下議すべきものとして、諸法律創定・改正、条約、「各國談判ノ重事」、和戦公告、国郡府県の分合廃置、一部を除く兵制・官制・服制・学制・貨幣之制などを掲げる一方、下議に

- 及ばざるものとして、成法の伸縮・説解、諸職官の進退、成法の施行、功牌賞牌及び位記与奪、戸籍法などを掲げている（前掲「三条家文書（書類）」23-6-(ロ)）。なお、本文書には大臣・参議の検印がない。
- (34) 8月29日付三条実美宛木戸孝允書簡、『木戸文書』第6巻、223-225ページ。『木戸日記』8月29日の条、230ページ。
- (35) 稲田正次『明治憲法成立史』上巻、有斐閣、1960年、263-267ページ。『松菊木戸公伝』下巻、木戸公伝記編纂所、明治書院、1927年、1862-1867ページ。
- (36) 『日誌』9月12日の条。
- (37) 『日誌』8月31日の条。元老院の経費はこの時まで毎月申請して支給を受けており、その金額は4・5月分2万円（『日誌』5月2日の条）、6月分1万8,000円（『日誌』6月12日の条）、7月分2万2,300円（『日誌』7月2日の条）、8月分2万円（『日誌』8月3日）、で平均すれば月額約2万円である。したがって単純計算で年額約24万円の予算であったと言える。
- (38) 前掲『自由党史』上巻、176ページ。
- (39) 「大阪会議盟約履行要求書」（前掲「古沢滋関係文書」31）では司法卿に、「政府顧問・諸省卿参議等人事案」（同前、32）では司法卿とされているのを抹消、伊藤の名前が書き込まれており、陸奥は副島の横に外務卿として併記され、さらに別人によると思われる加筆訂正では副島外務卿・陸奥外務大輔となっている。なお、当初板垣は河野・内務卿、林有造・参議、島本仲道・司法大輔、中島・小室・議官、という人事案を要求したが果たせず、次善の策として井上・内務卿、伊藤・司法卿、陸奥・大蔵大輔、渋沢・大蔵小輔という人事を要求したという（春歎公追頌会『伊藤博文伝』上巻、統正社、1940年、954-955ページ）。
- (40) 前掲『松菊木戸公伝』下巻、1863-1864ページ。
- (41) 9月18日付伊藤博文宛木戸孝允書簡、前掲『伊藤文書』第4巻、269ページ。
- (42) 11月8日付井上馨宛木戸孝允書簡、前掲『木戸文書』第6巻、282-286ページ。
- (43) 9月18日付岩倉具視宛三条実美書簡、日本史籍協会編『岩倉具視文書』第6巻、東京大学出版会、1969年、369-370ページ（以下『岩倉文書』と略記）。
- (44) 「島津左大臣江協議ノ始末概略」、前掲『岩倉文書』第6巻、375-376ページ。『岩倉公実記』第3巻、1906年、271-275ページ。
- (45) 前掲「島津左大臣江協議ノ始末概略」『岩倉文書』第6巻、379-380ページ。
- (46) 宮内庁『明治天皇紀』第3巻、吉川弘文館、1969年、511-515ページ。前掲『岩倉公実記』第3巻、277-281ページ。
- (47) 前掲『明治天皇紀』第3巻、520ページ。
- (48) 日本史籍協会編『島津久光公実記』第3巻、東京大学出版会、1977年、10月19日の条（307-311ページ）。前掲『岩倉公実記』第3巻、277-281ページ。
- (49) 前掲『島津久光公実記』第3巻、10月22日の条（312ページ）。前掲『岩倉公実記』第3巻、285-287ページ。
- (50) 前掲『明治天皇紀』第3巻、524ページ。
- (51) 10月24日付岩倉具視宛三条実美書簡、前掲『岩倉文書』第6巻、420ページ。
- (52) 前掲『明治天皇紀』第3巻、529ページ。前掲『島津久光公実記』第3巻、321ページ。
- (53) 前掲『島津久光公実記』第3巻、11月2日の条、323ページ。
- (54) 『日誌』11月25日の条。
- (55) 公文録、2 A-9-公1679、マイクロフィルム公208。
- (56) 『日誌』9月22日の条。
- (57) 『郵便報知新聞』1875（明治8）年9月30日付。
- (58) 公文録、2 A-9-公1681、マイクロフィルム公208。
- (59) 『日誌』10月20日の条。

- (60) 『日誌』11月2日の条。
- (61) 10月28日付の「御達接」(公文録、2 A-10-公1965、マイクロフィルム公247)。
- (62) 11月2日付の「御達接」(公文録、同前)。
- (63) 上方久元の来話、前掲『佐々木日記』第6巻、11月25日頃の条、326ページ。
- (64) 同前、12月5日の条、336-337ページ。
- (65) 『日誌』11月25日の条。
- (66) 陸奥「小伝」、前掲『遺稿』、762ページ。「小伝」では幹事就任の日時を11月28日としている。
- (67) 大島清・加藤俊彦・大内力『人物・日本資本主義〔1〕地租改正』、東京大学出版会、1972年、187-203ページ。
- (68) 例えば、大江卓からの書簡に「遊獵」に「貴顧同伴云々」とあったのに対し、「小生自ラ第一等之貴顧ニ御坐候間其他貴顧と申者は外ニ無之候」と書き送っている(11月6日付〔年不明〕大江卓宛陸奥宗光書簡、憲政資料室所蔵「大江卓関係文書」69-I-12)。年は不明であるが、1875(明治8)年3月23日付税所篤宛大久保利通書簡(前掲『大久保文書』第6巻、292ページ)に「近來遊獵別而盛ニ而」とあることなどからこの年のものではないかと思われる。
- (69) 陸奥はその青年時代、喧嘩から身を守るために逃げる稽古をしていたというエピソードがある(渡辺、前掲書、37ページ)。
- (70) 大久保が陸奥をどう見ていたのか、という問題はそれ自体で興味深いものがあるが、資料的に両者の直接の交渉を跡付けるのは現時点では困難であると言わざるを得ない。そこで、いくつかの逸話によって両者の関係を窺うのみである。たとえば、「才幹技倅」ともに陸奥に及ばないため密かに陸奥を忌んでいた河野が、陸奥排斥を企図して、陸奥が土佐派の陰謀計画に関与したことを大久保に告げたところ、大久保は「風雲に乗じて功名を策するは男兒の事なり。宗光の謀叛心あるは宗光の宗光なる所以。何ぞ今日に於て之を問ふを要せんや」と述べて河野の言を黙殺した。暗殺されたときにも、大久保は陸奥が大江らと通謀していた証拠を携帯していたという(黒龍会編『西南記伝』下巻2、原書房〔復刻版〕、1969年、976ページ)。また、陸奥が「もし大久保のもとに属したら十分才をふるいえたであろう」と、勝海舟は述べている(勝部真長編『水川清話』、角川文庫、1972年、105ページ)。これらのエピソードからも、大久保が陸奥に一目おいていた可能性は否定できない。
- (71) 『日誌』11月29日の条。
- (72) 『日誌』12月22日の条。
- (73) 『日誌』12月28日の条。
- (74) 『日誌』1876(明治9)年1月10日の条。
- (75) 『日誌』1876(明治9)年1月12日の条。『筆記』第1巻、6ページ。
- (76) 『日誌』1876(明治9)年1月14日の条。
- (77) 『筆記』第1巻、2-3ページ。
- (78) 『筆記』第1巻、4-5ページ。
- (79) 『日誌』1876(明治9)年1月15日の条。
- (80) 『日誌』1876(明治9)年1月17日の条。
- (81) 坂崎誠『陸奥宗光』、博文館、1898年、72ページ。
- (82) 『筆記』第3巻、27-39ページ。
- (83) 『筆記』第1巻、237-244ページ。
- (84) 第86号布告(前掲『太政官日誌』第8巻、116ページ)。
- (85) 大久保泰甫『日本近代法の父ボソナード』、岩波新書、1977年、96-112ページ。
- (86) 『日誌』1875(明治8)年7月15日の条。
- (87) 『日誌』1876(明治9)年3月25日の条。

- (88) 日本史籍協会編『熾仁親王日記』第2巻、東京大学出版会、1976年、3月23日の条、312ページ（以下『有栖川日記』と略記）。
- (89) 前掲『有栖川日記』、4月15日の条、323ページ。
- (90) 例えば、この年5月26日から31日にかけて議長の有栖川は習志野演習に出張した（前掲『有栖川日記』、340・342ページ）。その際の議長代理は陸奥が務めている（『日誌』）。また、同じ幹事職であるが、陸奥の方が河野よりも多く議長代理を務めている。
- (91) 『熾仁親王実』（高松宮家、1929〔昭和4〕年）によると、有栖川は3月15日に仏国憲法会読を行い、その後同国民法も加えて講究を開始、25日には4等法制官山崎直胤・海軍権秘書官西積を有栖川邸に招き、仏国政典について講義させている（同書、上巻、288ページ）。また、「この講筵は、十二月二十二日まで、継続せしが、大和行幸供奉並に西南出征の為に中絶せり」と述べられているが（同前、289ページ）、『有栖川日記』によれば次の日程で開かれている。なお、『日誌』にこの会読についての記述は見られない。
- 4月26日、5月25日、6月15・22・29日、7月6・18・27日、8月3日、9月14・21日、10月5・13・19・30日、11月9・16・30日、12月14・21日。
- (92) その日程は以下の通りである（『有栖川日記』）。
- 7月1・14・22・28日、8月4・11・18・25日、9月1・9・15・22・29日、10月4・11・18・25日、11月15・29日、12月13日。
- (93) 『有栖川日記』6月5日の条、344ページ。
- (94) 同前、6月24日の条、352ページ。
- (95) 同前、7月28日の条に「通弁栗本」とある（365ページ）。
- (96) 1876（明治9）年10月24日、平山ヘボアソナード講義日に元老院に出頭するよう口達さされている（『日誌』10月24日の条）。
- (97) 『有栖川日記』7月28日の条に「筆記島田」とある（365ページ）。
- (98) 『日誌』1876（明治9）年10月5日の条。
- (99) 『日誌』1877（明治10）年1月15日の条。
- (100) 『日誌』1878（明治11）年1月18日の条。
- (101) 『明治天皇紀』第3巻、614-682ページ。
- (102) 前掲『太政官日誌』第8巻、7月29日の条、132ページ。なお、一行が帰京したのは9月30日である（同前、167ページ）。
- (103) 稲田、前掲書、285-286ページ。
- (104) 『有栖川日記』10月28日の条には細川より「日本国憲按準拠書目」が届けられた旨の記載がある（397ページ）。稻田、前掲書、302ページ。
- (105) 憲政資料室所蔵「陸奥宗光関係文書」（書類）2-1（以下「陸奥文書」と略記）。「×」印が付されているのは、第1編第1章第6条・第10条、第2章第2条、第3章第3条、第4章第1～3条、第4編第2章第1条第2項・第4条第1項・第11条、第6編第8条、第8編第1条、である。なお、慶應義塾大学図書館所蔵のいわゆる「小田切本」による「日本国憲按旧案」（浅井清『元老院の憲法顛末』、巖松堂書店、1946年、72-85ページ）では、第1編第1章第5・6・9・11条、第3編第6・12・13条、第4編第1章第1条・第2章第1・3・4・5条、第6編第5・6条の計14ヶ所の条文の上に朱点が付されている。「陸奥文書」との一致は第1編第1章第6条・第4編第2章第1条・第4条の3ヶ所に過ぎず、このことからも「×」印は陸奥独自の考えを示すものと思われる。
- (106) 『日誌』1877（明治10）年1月17日の条。『有栖川日記』1月17日の条、445ページ。
- (107) 前掲「陸奥文書」（書類）60-13-1。
- (108) 同前、60-13-2。
- (109) 前掲『佐々木日記』第7巻、1877（明治10）年2月9日の条、121-122ページ。
- (110) 議官の動きは別表（次ページ）の通りである（『日誌』による）。

日時	議官名	行先	日時	議官名	行先
2月13日	柳原・河野	京都	3月29日	吉井・秋月	帰京
14日	山口・楠田	長崎	4月1日	柳原	東京
17日	秋月	日向(墓参のため)	2日	有栖川・河野	九州
18日	中島	京都滞在(実父 病気で帰省途中)	4日	中島	東京
19日	有栖川	征討総督任命	5日	柳原	帰京
20日	佐々木	高知	9日	山口	帰京
26日	柳原	薩摩(勅使)	10日	中島	帰京
3月11日	河野	高知	10日	佐野	九州
17日	吉井	京都(天機伺)	11日	柳原	京都
			16日	中島	京都

- (111) 元老院の暗号を用いて大江らと連絡をとったというのが、拘引の直接の嫌疑である。なお、この件に関しては稿を改めて検討する予定である。
- (112) 7月7日の条、及び5月19日付陸奥の忌服届(公文録、2 A-10-公2159、マイクロフィルム公273)。
- (113) 『日誌』8月20日の条。8月20日付の陸奥及び中島の忌服届では、8月20日から9月8日までの20日間となっている(公文録、2 A-10-公2159、マイクロフィルム公273)。
- (114) 『日誌』8月23日の条。
- (115) 前掲『佐々木日記』第7巻、1877(明治10)年8月8日の条、324ページ。
- (116) 同前、8月18日の条、336ページ。
- (117) 『日誌』12月25日の条。
- (118) 『日誌』12月27日の条。
- (119) 『日誌』1878(明治11)年2月14日の条、及び同年2月15日付の陸奥の帰京届(公文録、2 A-10-公2394、マイクロフィルム公307)。
- (120) 『筆記』第4巻、237-241ページ。
- (121) 前掲「小伝」、「遺稿」、762-763ページ。
- (122) 大江卓回相談、雜賀博愛『大江天也伝記』(非売品、発行人大江太)、1925年、470-571ページ。渡辺、前掲書、155ページ。なお、『明治天皇記』第4巻、229ページ、では4月となっている。
- (123) 『日誌』1878(明治11)年6月10日の条。これについて佐々木は、「右ハ、西南ノ変ニ乘ジ、林有造・大江卓等ト謀ヲ通ゼシカバ、拘引ノ為官職ヲ免ジタル也」と記している(前掲『佐々木日記』第8巻、91ページ)。
- (124) 『筆記』第5巻、212-217ページ。
- (125) 『日誌』1878(明治11)年6月17日の条。
- (126) 『日誌』1878(明治11)年6月27日の条。
- (127) 野沢雞一編著『星亨とその時代』第1巻、平凡社、1984年、95ページ。
- (128) 島田三郎「星亨論」「太陽」第18巻第9号(1912〔明治45〕年6月15日号)、146-147ページ。
- (129) ベンサム著(島田三郎訳)『立法論綱』、律書房、1878(明治11)年9月。
- (130) 服部之綱『明治の政治家たち』上巻、岩波新書、1950年、39ページ。
- (131) 陸奥宗光訳『利學正宗』全2巻、1883-1884年。なお、陸奥のベンサム受容とその影響については、すでに別稿で検討を加えたことがある。拙稿「自由民権期におけるイギリス功利主義思想の攝取——陸奥宗光とジェレミィ・ベンサム」『現代史研究』第35号、1989年12月、35-50ページ、を参照。